

議 会 運 営 委 員 会

令和8年9月1日（火）

1 令和8年第3回葛飾区議会定例会の開催について

- | | | |
|-------------------------------|---|--|
| (1) 付議事件案について（別紙） | 予算案 | 4 件 |
| | 条例案 | 8 件 |
| | 契約案 | 7 件 |
| | 報告案 | 6 件 |
| | その他 | 2 件 [計 27 件] |
| (2) 会期について（別紙） | 令和8年9月15日(火)～10月15日(木) 31日間
中間本会議 9月29日（火） | |
| (3) 区政一般質問について | 順 序 | 区民連／共産党／フかつ／みらい／自民党／
公明党／無所属 |
| | 持ち時間 | 自民党： 45分 ／ 公明党： 40分／
区民連： 30分 ／ 共産党： 30分／
フかつ： 30分 ／ みらい： 30分／
無所属：各20分 |
| | 通告締切 | 9月10日(木) 午後2時 |
| | (4) 請願等について | 初日付託 9月11日(金) 受付分まで |
| | (5) 意見書等の提出について | 件名・案文締切 9月11日(金) 午後4時 |
| (6) 令和7年度各会計歳入歳出決算の審査について（別紙） | | |
| (7) 署名議員 | 10番 | かくお 誠 一 議員 |
| | 11番 | 竹本 としあき 議員 |
| | 34番 | 清水 こういち 議員 |

2 そ の 他

- (1) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施及び結果について（別紙）
- (2) 人事案の取扱いについて（別紙）
- (3) 常任委員会及び特別委員会委員について
- (4) 議会役員について

【次回日程】9月7日（月） 議会運営委員会理事会 午後1時／ 議会運営委員会 午後2時

令和 8 年第 3 回葛飾区議会定例会付議事件名

- 1 令和 8 年度葛飾区一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 令和 8 年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 8 年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 8 年度葛飾区介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例
- 6 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 9 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 10 葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例
- 11 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例
- 12 葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例
- 13 （仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事請負契約締結について
- 14 （仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事請負契約締結について
- 15 （仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事請負契約締結について
- 16 葛飾区立水元小学校外構整備工事請負契約締結について
- 17 葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事請負契約締結について
- 18 新小岩一丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事請負契約締結について
- 19 葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れについて
- 20 訴訟上の和解について

- 21 令和7年度葛飾区一般会計歳入歳出決算
- 22 令和7年度葛飾区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 23 令和7年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 24 令和7年度葛飾区介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 25 令和7年度葛飾区用地特別会計歳入歳出決算
- 26 令和7年度葛飾区駐車場事業特別会計歳入歳出決算

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見について（照会）

令和 8 年第 3 回葛飾区議会定例会（案）

月	日	曜	議 会 日 程 等
9 月	1 日	火	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（件 名 報 告）
	2 日	水	（ 常 任 委 員 会 ）
	3 日	木	（ 常 任 委 員 会 ）
	4 日	金	
	5 日	土	
	6 日	日	
	7 日	月	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（議 案 説 明）
	8 日	火	（議 案 送 付）
	9 日	水	
	10 日	木	一 般 質 問 通 告 締 切
	11 日	金	請願等締切・意見書等件名及び案文締切
	12 日	土	
	13 日	日	
	14 日	月	議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	15 日	火	本 会 議
	16 日	水	第（ 本 会 議 ）
	17 日	木	常 任 委 員 会
	18 日	金	常 任 委 員 会
	19 日	土	3
	20 日	日	
	21 日	月	
	22 日	火	回
	23 日	水	
	24 日	木	常 任 委 員 会
	25 日	金	定 常 任 委 員 会
	26 日	土	
	27 日	日	
	28 日	月	例 議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	29 日	火	本 会 議
	30 日	水	特 別 委 員 会
10 月	1 日	木	会 特 別 委 員 会
	2 日	金	特 別 委 員 会
	3 日	土	
	4 日	日	
	5 日	月	（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 1 分 科 会 ）
	6 日	火	（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 2 分 科 会 ）
	7 日	水	31（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 3 分 科 会 ）
	8 日	木	（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 4 分 科 会 ）
	9 日	金	日
	10 日	土	
	11 日	日	間
	12 日	月	
	13 日	火	（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ）
	14 日	水	議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	15 日	木	本 会 議

令和7年度各会計歳入歳出決算の審査について

1 令和8年決算審査特別委員会の設置・構成

- (1) 議長及び監査委員を除く全議員(37名)をもって構成する決算審査特別委員会(以下「委員会」という。)を9月15日(火)又は16日(水)の本会議において設置する。ただし、議長は、すべての委員会に出席することができる。
- (2) 設置後直ちに本会議を休憩のうえ委員会を開催し、委員長、副委員長(1名)及び理事(5名)を互選する。

2 分科会の設置及び所管事項

- (1) 款・項別審査を行うため、委員会に4分科会を設置し、分科会長及び副分科会長(各1名)を委員長が指名する。なお、議長及び委員長はすべての分科会に出席することができる。
- (2) 各分科会の所管事項は次のとおり。

第1分科会	一般会計のうち	議会費、総務費、産業経済費及び職員費に係る歳入歳出決算
第2分科会	一般会計のうち	福祉費及び衛生費に係る歳入歳出決算
第3分科会	一般会計のうち	環境費及び都市整備費に係る歳入歳出決算
第4分科会	一般会計のうち	教育費、公債費以下に係る歳入歳出決算及び各特別会計に係る歳入歳出決算

※第1分科会の所管に係る職員費については、必要があれば他の分科会においても関連する職員費の質疑を行うことができる。

3 各分科会への所属

- (1) 各委員は、2つの分科会に所属する。
- (2) 各分科会の定数及び各会派別割当は次のとおり。

分科会名 [定数]	自民党 (8名)	公明党 (7名)	区民連 (5名)	共産党 (4名)	フかつ (4名)	みらい (4名)	無所属 (5名)	計
第1分科会 [18名]	4	4	2	2	2	2	2	18
第2分科会 [19名]	4	3	3	2	2	2	3	19
第3分科会 [18名]	4	4	2	2	2	2	2	18
第4分科会 [19名]	4	3	3	2	2	2	3	19
合計 (所属委員×2)	16	14	10	8	8	8	10	

4 追加要求資料

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 追加資料要求締切 | 9月11日（金）午後2時 |
| (2) 追加資料要求委員会決定 | 9月15日（火）又は16日（水） |
| (3) 追加資料配付 | 9月29日（火） |

5 分科会の運営

- (1) 決算審査特別委員長は、各分科会長に対して、その所管に係る各会計決算の審査を行わせる。
- (2) 各分科会長は、分科会を開催し、所管審査事項を審査する。
- (3) 理事者の出席は、区長、副区長、教育長（第1、第4分科会のみ）、代表監査委員及び各分科会の所管に係る部・課長とし、答弁者は原則として課長級とする。ただし、政策経営部長、総務部長、政策企画課長、経営改革担当課長、財政課長、DX戦略課長、総務課長、人事課長、契約管財課長、会計管理者及び監査事務局長は、すべての分科会に出席する。
- (4) 決算概要の説明は行わない。
- (5) 質疑に持ち時間制は導入しない。ただし、各分科会が1日で審査を終了するよう、各会派が良識を持って対応する。
- (6) 審査は、歳入・歳出を区別せずに行う。また、原則として一般会計においては項ごとに、各特別会計においては会計ごとに審査を行う。
- (7) その他、分科会の運営については、委員会の運営に準ずる。
- (8) 各会派は、分科会終了後、決算に関する会派の意見を400字以内にまとめ、分科会長に提出することができる。
- (9) 各分科会長は、各会派から提出された意見を付して、決算審査特別委員長に審査が終了した旨を報告する。

6 採決

- (1) 分科会では採決は行わない。
- (2) 各分科会長から審査が終了した旨の報告書が提出された後、決算審査特別委員長は委員会を開催し、各分科会長に分科会審査の経過を報告させ、報告に対する質疑終了後、採決を行う。
- (3) 委員会採決については、インターネット中継を実施する。

令和8年 決算審査の流れ

日付	本会議	決算審査特別委員会	
		委員会	分科会
9月 11日(金)		14:00 追加資料要求締切	
15日(火) 又は 16日(水)	決算上程・説明 特別委員会の設置・付託	正副委員長等互選 分科会の設置 各正副分科会長指名 審査方法・日程等決定 追加資料要求決定	
29日(火)		追加資料配付	
10月 5日(月)			第1分科会開催、審査
6日(火)			第2分科会開催、審査
7日(水)			第3分科会開催、審査
8日(木)			第4分科会開催、審査
13日(火)		分科会長報告、質疑、 委員会採決	
15日(木)	委員長報告、質疑、討論 採決		

令和8年 決算審査特別委員会・役員配分表

○決算審査特別委員会

		自民党	公明党	区民連	共産党	フかつ	みらい
委 員 会	委 員 長						
	副 委 員 長						
	理 事						

○各分科会

		自民党	公明党	区民連	共産党	フかつ	みらい
第 1	分 科 会 長						
	副分科会長						
第 2	分 科 会 長						
	副分科会長						
第 3	分 科 会 長						
	副分科会長						
第 4	分 科 会 長						
	副分科会長						

令和8年 決算審査特別委員会・分科会会派別配分表

■ 委 員 会

委員会 役員	委員長	
	副委員長	
	理 事	

■ 分 科 会

会派名 (委員数×回数)	第 1 分 科 会 (18名) 議会費、総務費、 産業経済費、職員費	第 2 分 科 会 (19名) 福祉費、衛生費	第 3 分 科 会 (18名) 環境費、都市整備費	第 4 分 科 会 (19名) 教育費、公債費、 諸支出金 及び 各特別会計
自民党 (8×2)				
	(4名)	(4名)	(4名)	(4名)
公明党 (7×2)				
	(4名)	(3名)	(4名)	(3名)
区民連 (5×2)				
	(2名)	(3名)	(2名)	(3名)
共産党 (4×2)				
	(2名)	(2名)	(2名)	(2名)
フかつ (4×2)				
	(2名)	(2名)	(2名)	(2名)
みらい (4×2)				
	(2名)	(2名)	(2名)	(2名)
無所属 (5×2)				
	(2名)	(3名)	(2名)	(3名)

各選挙圏域議会議長 様

東京都後期高齢者医療広域連合
選 挙 長 山田 秀之
(公印省略)

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区・町及び村）の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を実施します。

記

1 選挙期日等

(1) 選 挙 名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
(2) 選 挙 す べ き 区 分	規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員） 規約第 7 条第 2 項第 3 号の区分（町及び村の議会の議員）
(3) 選 挙 す べ き 議 員 数	規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員） 3 人 規約第 7 条第 2 項第 3 号の区分（町及び村の議会の議員） 1 人
(4) 選挙候補者の届出期間	令和 8 年 6 月 1 6 日（火）午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午後 4 時 0 0 分まで
(5) 選 挙 期 日	令和 8 年 6 月 2 6 日（金）から令和 8 年 7 月 6 日（月）まで
(6) 選 挙 会 日 時	令和 8 年 7 月 7 日（火）午前 1 0 時 0 0 分から
(7) 選 挙 会 場 所	東京区政会館 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 今回の補欠選挙について

今回実施する補欠選挙は、規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）から選出された議員に 3 名の欠員、規約第 7 条第 2 項第 3 号の区分（町及び村の議会の議員）から選出された議員に 1 名の欠員が生じたため、規則第 1 4 条に基づき、当該 2 つの区分において実施するものです。

3 候補者の推薦について

(1) 各選挙圏域議会において、規約第 8 条第 1 項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第 4 条第 1 項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第 1 号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ていただくようお願いします。

(2) (1) による届出には、下記の書類を添付願います。

- ア 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（別記第 1 号様式（1））
- イ 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者（別記第 1 号様式（2））
- ウ 承諾書（別記第 2 号様式）
- エ 規則第 4 条第 2 項の規定による候補者の推薦の決定に係る議決謄本又は推薦証明書

(3) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者（別記第1号様式（2））及び承諾書（別記第2号様式）に記載する候補者の氏名は戸籍氏名で、住所は住民票上の表記で記載願います。

(4) 候補者の推薦に関しては、各選挙圏域議会の機関意思として議決していただくことを原則としておりますが、各選挙圏域議会における選挙（投票による選挙又は指名推選）により推薦者を決定する方法に関しても議決と同様の取扱とさせていただきます。なお、選挙は、各選挙圏域議会の会議規則等に従って行っていただくことになります。

4 選挙について

(1) 規約第8条第2項及び第3項の規定により、各選挙圏域議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

(2) (1) の選挙に係る候補者名簿については、選挙長が、選挙候補者の届出期間終了後に候補者の氏名、性別及び所属議会等を各選挙圏域議会の議長宛てに通知します。この際、各選挙圏域において候補者が定数を超えた場合、超えない場合のいずれの場合においても、各議会における投票による選挙の実施の有無について併せて通知します。

(3) 選挙圏域において候補者が定数を超えた場合は、各議会で、各議会の会議規則等に従い、投票による選挙を行っていただきます。開票結果は、規則第6条の規定に基づき、選挙結果報告書（規則別記第3号様式）により選挙長にご報告願います。

(4) 選挙圏域において候補者が定数を超えなかった場合は、規則第8条第1項の規定に基づき、各選挙圏域議会での投票による選挙は行いません。

(5) 規則第7条に規定する選挙会を令和8年7月7日（火）（無投票の場合は令和8年6月26日（金））に開き、規約第8条第4項の規定により当選人を決定した後、規則第9条の規定に基づき、当選人に当選の旨を告知します。同時に、規則第11条の規定に基づき、選挙結果を各市区町村の長及び議会の議長に報告します。

5 議員の任期について

令和8年7月7日（火）（無投票の場合は令和8年6月26日（金）から）から令和9年7月1日（木）まで（前任者の残任期間）

6 スケジュールについて

選挙の全体スケジュールについては、別添「東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区、町及び村）スケジュール」を参照願います。

【お問合せ先】

東京都後期高齢者医療広域連合

総務部 総務課 総務係 神原・杉田

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階

電話：03-3222-4474 FAX:03-3222-4477

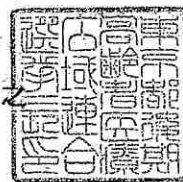
メール：soumu@tokyo-kouiki.jp



東京都後期高齢者医療広域連合告示第108号

令和8年6月1日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙長 山田 秀之



東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

記

1 選挙期日等

(1) 選挙名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
(2) 選挙すべき区分	規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員） 規約第7条第2項第3号の区分（町及び村の議会の議員）
(3) 選挙すべき議員数	規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員） 3人 規約第7条第2項第3号の区分（町及び村の議会の議員） 1人
(4) 選挙候補者の届出期間	令和8年6月16日（火）午前9時00分から 令和8年6月25日（木）午後4時00分まで
(5) 選挙期日	令和8年6月26日（金）から令和8年7月6日（月）まで
(6) 選挙会日時	令和8年7月7日（火）午前10時00分から
(7) 選挙会場所	東京区政会館 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 候補者の推薦

- (1) 東京都の区域内の区、町及び村の議会において、規約第8条第1項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第4条第1項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第1号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ること。
- (2) (1) による届出には、規則第4条第2項の規定により、候補者の推薦の決定に係る議決謄本又は推薦証明書及び承諾書（規則別記第2号様式）を添付すること。

3 選挙の方法

規約第8条第2項及び第3項の規定により、規約第7条第2項第1号に掲げる者にあつては各区の議会、同項第3号に掲げる者にあつては各町及び各村の議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。

R 8 年度
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区・町及び村）のスケジュール

日 程	広域連合（選挙長）	市区町村議会事務局	広域連合議員	備 考
6月1日（月）	※辞職日以降かつ届出期間開始日の14日前までに告示 補欠選挙 告示	※辞職等が判明した場合は、速やかに広域連合にご一報をお願いします。 辞職願は議会事務局を通じて提出 対象圏域自治体に通知	辞職・失職	◆広域連合議員任期中で、議長交替等により広域連合議員を変更する場合等は辞職願が必要。（失職《議員任期満了等》の場合は不要） ◆該当者全ての辞職日等以降の日付で補欠選挙日程を調整。 ◆選挙長は、選挙を行う旨及び候補者の届出期間を、少なくとも候補者の届出期間の初日の14日前までに告示する。（選挙規則第3条）
6月16日（火） 9時00分		候補者を推薦する【議決】 ※告示～候補者届出受付期間内（6月1日～6月25日）に推薦議決 候補者推薦届提出 （添付：候補者の承諾書、議決謄本） ※候補者届出受付期間（6月16日～6月25日）内に届出書提出	候補者推薦の本人承諾	◆各区市町村の議会の推薦のあった者を候補者とする。（規約第8条1項） ◆各区市町村の議会は、候補者の承諾書及び議決謄本を添え、候補者推薦届を選挙長あてに提出する。（議員選挙規則第4条）
6月25日（木） 16時まで	候補者推薦受理	選挙長へ送付		
6月25日（木） 16時以降	圏域ごとに候補者名簿を作成 【無投票】 候補者一定数の場合 無投票当選 選挙会 当選人決定 告示・選挙結果通知 ※無投票当選の場合の選挙会 6月26日（金）	【選挙】 ※実施実績なし 候補者＞定数の場合 選挙実施を決定 候補者の氏名等を圏域に応じ各議会へ通知		◆圏域とは、①特別区②市③町村の3つの選挙区分をいう。 【候補者数が定数どおりの場合】 ◆各圏域において候補者が定数と同数の場合には無投票当選となる。その場合、選挙期間を繰り上げ、候補者届出期間終了日の翌日に選挙会を実施し、当選人を決定する。（議員選挙規則第8条）
6月26日（金） ～ 7月6日（月）	（参考） 区政会館での議案説明会 7月8日（水）	選挙実施通知及び候補者名簿の受領 各議会で選挙を実施（投開票まで行う） 選挙結果報告書作成・提出 各議会からの選挙結果受領 各議会の得票数を累積	投票	【候補者数が定数を上回った場合】 ◆各圏域において候補者が定数を超えた場合、各区市町村議会で行う。（規約第8条2項）※実施実績なし。 ◆選挙実施後、選挙結果報告書を作成し、選挙長あて送付する。
7月7日（火）	当選人決定 告示・選挙結果通知			◆選挙長は、開票結果の報告を受け、累積した得票数により、選挙立会人立ち会いのうえ、当選人を決定する。

※任期は、当選人決定日より令和9年7月1日（前任者任期）までとする。

8 東広総総第 180 号
令和 8 年 6 月 26 日

各市区町村議会議長 様

東京都後期高齢者医療広域連合
選挙長 山田 秀之
(公印省略)

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙結果報告書

令和 8 年 6 月 1 日付け東京都後期高齢者医療広域連合告示第 108 号に基づき
執行した東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙結果について、下記
のとおり報告します。

記

今回選挙を実施した東京都後期高齢者医療広域連合規約第 7 条第 2 項第 1 号
の区分（区の議会の議員）及び同項第 3 号（町及び村の議会の議員）において、
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」とい
う。）第 4 条第 1 項の規定に基づき届出のあった候補者の総数が、選挙すべき議
員数を超えなかったため、規則第 8 条の規定により、令和 8 年 6 月 26 日に開会
した選挙会において、別紙のとおり無投票により当選人を決定し、同日付で告示
いたしました。

【お問合せ先】

東京都後期高齢者医療広域連合
総務部総務課総務係 神原・杉田
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 15F
電話：03-3222-4474
FAX：03-3222-4477

【東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙における当選人】

※当選人氏名は、戸籍氏名です。

東京都後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第1号の区分 (区の議会の議員)	
当選人の氏名	所属議会
坂井 香	墨田区議会
並木 一元	荒川区議会
鹿島 正雄	練馬区議会

東京都後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第3号の区分 (町及び村の議会の議員)	
当選人の氏名	所属議会
濱中 映慈	日の出町議会

各選挙圏域議会議長 様

東京都後期高齢者医療広域連合
選 挙 長 山田 秀之
(公印省略)

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区）の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を実施します。

記

1 選挙期日等

(1) 選 挙 名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
(2) 選 挙 す べ き 区 分	規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）
(3) 選 挙 す べ き 議 員 数	規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員） 1 人
(4) 選挙候補者の届出期間	令和 8 年 7 月 1 4 日（火）午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 7 月 1 4 日（火）午後 4 時 0 0 分まで
(5) 選 挙 期 日	令和 8 年 7 月 1 5 日（水）から 令和 8 年 7 月 2 2 日（水）まで
(6) 選 挙 会 日 時	令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午前 1 0 時 0 0 分から
(7) 選 挙 会 場 所	東京区政会館 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 今回の補欠選挙について

今回実施する補欠選挙は、規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）から選出された議員に 1 名の欠員が生じたため、規則第 14 条に基づき、当該区分において実施するものです。

3 候補者の推薦について

(1) 各選挙圏域議会において、規約第 8 条第 1 項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第 4 条第 1 項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第 1 号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ていただくようお願いします。

(2) (1) による届出には、下記の書類を添付願います。

- ア 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（別記第 1 号様式（1））
- イ 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者（別記第 1 号様式（2））
- ウ 承諾書（別記第 2 号様式）
- エ 規則第 4 条第 2 項の規定による候補者の推薦の決定に係る議決謄本又は推薦証明書

(3) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者（別記第1号様式（2））及び承諾書（別記第2号様式）に記載する候補者の氏名は戸籍氏名で、住所は住民票上の表記で記載願います。

(4) 候補者の推薦に関しては、各選挙圏域議会の機関意思として議決していただくことを原則としておりますが、各選挙圏域議会における選挙（投票による選挙又は指名推選）により推薦者を決定する方法に関しても議決と同様の取扱とさせていただきます。なお、選挙は、各選挙圏域議会の会議規則等に従って行っていただくことになります。

4 選挙について

(1) 規約第8条第2項及び第3項の規定により、各選挙圏域議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

(2) (1) の選挙に係る候補者名簿については、選挙長が、選挙候補者の届出期間終了後に候補者の氏名、性別及び所属議会等を各選挙圏域議会の議長宛てに通知します。この際、各選挙圏域において候補者が定数を超えた場合、超えない場合のいずれの場合においても、各議会における投票による選挙の実施の有無について併せて通知します。

(3) 選挙圏域において候補者が定数を超えた場合は、各議会で、各議会の会議規則等に従い、投票による選挙を行っていただきます。開票結果は、規則第6条の規定に基づき、選挙結果報告書（規則別記第3号様式）により選挙長にご報告願います。

(4) 選挙圏域において候補者が定数を超えなかった場合は、規則第8条第1項の規定に基づき、各選挙圏域議会での投票による選挙は行いません。

(5) 規則第7条に規定する選挙会を令和8年7月23日（木）（無投票の場合は令和8年7月15日（水））に開き、規約第8条第4項の規定により当選人を決定した後、規則第9条の規定に基づき、当選人に当選の旨を告知します。同時に、規則第11条の規定に基づき、選挙結果を各市区町村の長及び議会の議長に報告します。

5 議員の任期について

令和8年7月23日（木）（無投票の場合は令和8年7月15日（水）から）から令和9年7月1日（木）まで（前任者の残任期間）

6 スケジュールについて

選挙の全体スケジュールについては、別添「東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区）スケジュール」を参照願います。

【お問合せ先】

東京都後期高齢者医療広域連合

総務部 総務課 総務係 神原・杉田

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 15 階

電話：03-3222-4474 FAX:03-3222-4477

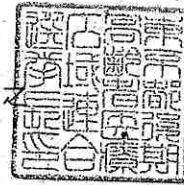
メール：soumu@tokyo-kouiki.jp



東京都後期高齢者医療広域連合告示第117号

令和8年6月29日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙長 山田 秀之



東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

記

1 選挙期日等

(1) 選挙名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
(2) 選挙すべき区分	規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員）
(3) 選挙すべき議員数	規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員）1人
(4) 選挙候補者の届出期間	令和8年7月14日（火）午前9時00分から 令和8年7月14日（火）午後4時00分まで
(5) 選挙期日	令和8年7月15日（水）から 令和8年7月22日（水）まで
(6) 選挙会日時	令和8年7月23日（木）午前10時00分から
(7) 選挙会場所	東京区政会館 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

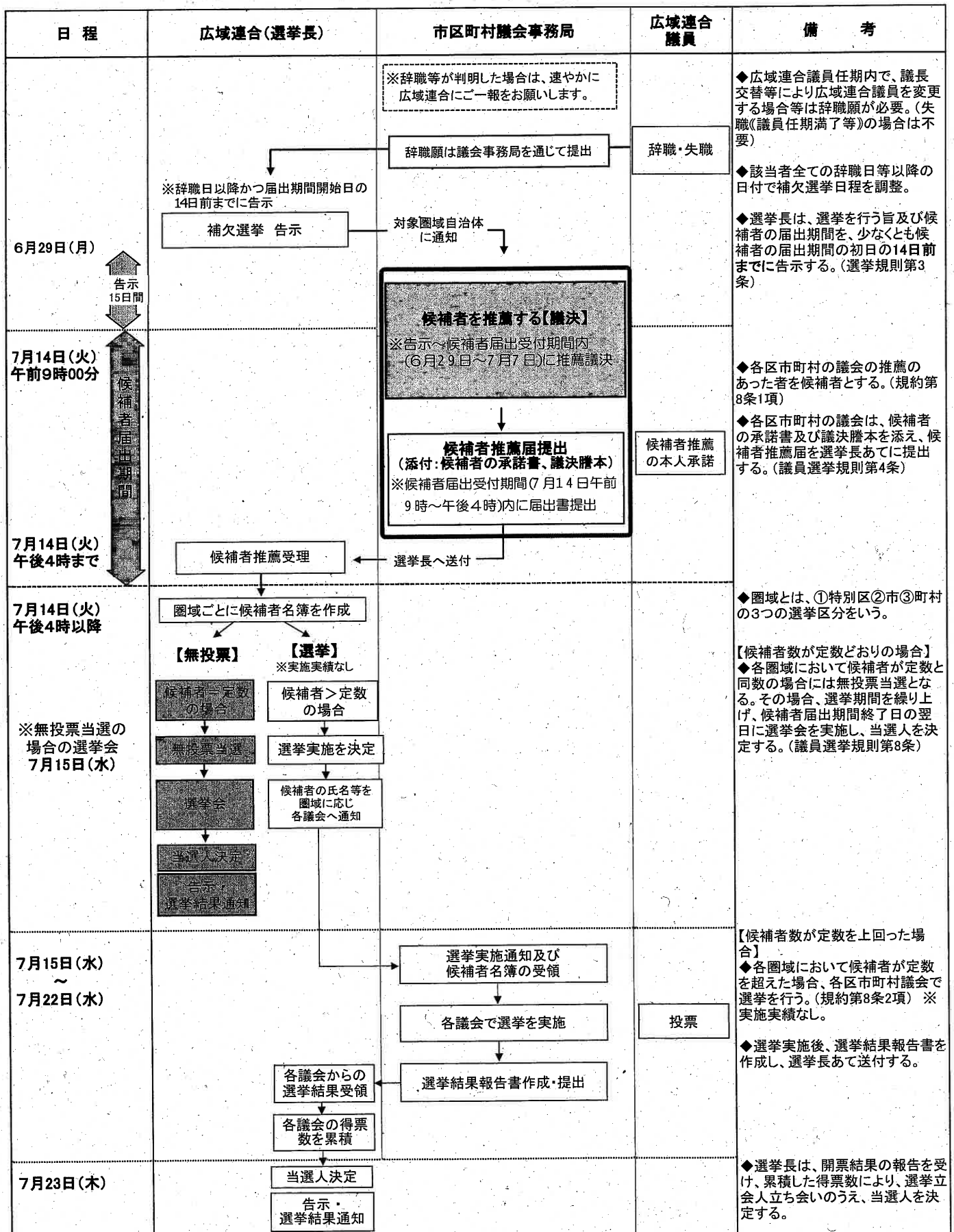
2 候補者の推薦

- (1) 東京都の区域内の区の議会において、規約第8条第1項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第4条第1項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第1号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ること。
- (2) (1) による届出には、規則第4条第2項の規定により、候補者の推薦の決定に係る議決謄本又は推薦証明書及び承諾書（規則別記第2号様式）を添付すること。

3 選挙の方法

規約第8条第2項及び第3項の規定により、各区の議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。

R 8 年度 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙（区）のスケジュール



※任期は、当選人決定日より令和9年7月1日（前任者任期）までとする。

8 東広総総第 234 号
令和 8 年 7 月 15 日

各市区町村議会議長 様

東京都後期高齢者医療広域連合
選挙長 山田 秀之
(公印省略)

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙結果報告書

令和 8 年 7 月 15 日付け東京都後期高齢者医療広域連合告示第 117 号に基づき
執行した東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙結果について、下記
のとおり報告します。

記

今回選挙を実施した東京都後期高齢者医療広域連合規約第 7 条第 2 項第 1 号
の区分（区の議会の議員）において、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の
選挙に関する規則（以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき届出の
あった候補者の総数が、選挙すべき議員数を超えなかったため、規則第 8 条の規
定により、令和 8 年 7 月 15 日に開会した選挙会において、別紙のとおり無投票
により当選人を決定し、同日付で告示いたしました。

【お問合せ先】

東京都後期高齢者医療広域連合
総務部総務課総務係 神原・杉田
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 15F
電話：03-3222-4474
F A X：03-3222-4477

【東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙における当選人】

※当選人氏名は、戸籍氏名です。

東京都後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第1号の区分 (区の議会の議員)	
当選人の氏名	所属議会
伊藤 信之	足立区議会

令和8年9月1日

人事案の取扱いについて

1 概 要

現在、本会議において副区長の選任同意等の人事案を議題とする際は、住所、氏名、生年月日を読み上げるとともに、会議録においては、学歴、職歴を含んだ履歴書も公開されている。

今後は、プライバシー保護の観点から、本会議では氏名のみを読み上げることとし、会議録での履歴書その他の資料の公開はしないこととするもの

2 現 状

(1) 本会議において住所、氏名、生年月日を読み上げ、会議録で履歴書が公開されている案件

- 副区長の選任同意
- 教育長、教育委員の任命同意
- 監査委員の選任同意

(2) 本会議において住所、氏名、生年月日を読み上げ、会議録では資料の掲載がない案件

- 農業委員の任命同意

(3) 本会議においての氏名等の読み上げはないが、会議録において氏名、住所、職業が公開されている案件

- 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見

3 変更案

(1) 本会議について

プライバシー保護の観点から、本会議では氏名のみを読み上げることとする。

(2) 会議録について

履歴書等は、会議録（冊子、ホームページ）への掲載はしない。

4 本会議資料について

従前どおりタブレットに掲載（紙資料が必要な議員は紙資料を配布）する。

5 議会運営委員会について

従前どおり、タブレットに掲載（紙資料が必要な議員は紙資料を配布）するが、委員会での読み上げは氏名のみとし、議事録への掲載はしない。

議会の同意又は意見を要する

副区長の選任				教育長・教育委員の任命				監査委員の選任			
議場での氏名等の読み上げ		議事録への資料の公開		議場での氏名等の読み上げ		議事録への資料の公開		議場での氏名等の読み上げ		議事録への資料の公開	
氏名のみ	15	公開している	5	氏名のみ	15	公開している	5	氏名のみ	15	公開している	5
氏名、住所、生年月日	1	一部公開	12	氏名、住所、生年月日	1	一部公開	12	氏名、住所、生年月日	1	一部公開	12
氏名、住所（町丁目まで等）	2	公開していない	6	氏名、住所（町丁目まで等）	2	公開していない	6	氏名、住所（町丁目まで等）	2	公開していない	6
氏名、住所（町丁目まで等）、略歴	1			氏名、住所（町丁目まで等）、略歴	1			氏名、住所（町丁目まで等）、略歴	1		
氏名、経歴	6			氏名、経歴	6			氏名、経歴	6		
※住所をすべて公開しているのは2区のみ				※住所をすべて公開しているのは2区のみ				※住所をすべて公開しているのは2区のみ			

農業委員の任命（7区）				人権擁護委員の推薦			
議場での氏名等の読み上げ		議事録への資料の公開		議場での氏名等の読み上げ		議事録への資料の公開	
氏名のみ	6	公開している	2	氏名のみ	8	公開している	4
氏名、住所、生年月日	1	一部公開	4	氏名＋その他	4	一部公開	12
		公開していない	1	読み上げしていない	7	公開していない	7
				本会議に諮らない	4		
※住所をすべて公開しているのは2区のみ				※住所をすべて公開している区はなし			